

備	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

備 一 第 1 1 7 号

(備 二)

令 和 7 年 3 月 6 日

各 警 察 署 長 殿

警 備 部 長

「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定」について

重要施設の周辺地域における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第11条第3項の規定により読み替えられた同項ただし書の規定に基づき、警察庁と防衛省との間において締結された協定は別添1及び別添2のとおりであるが、本協定は現在も継続されているので遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により読み替えられた同項ただし書の規定に基づく「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定」の締結について（通達）」（令和元年7月3日付け備一第18号）は廃止する。

担当 警備第一課警備第四係